

第5章 地域との連携に関する事項等

第1節 流域における取り組みへの支援

多様化・高度化する地域住民のニーズを反映した効果的な水害対策や環境整備を進めていくためには、ハード・ソフト対策の連動、関係機関や地域住民、さらにはNPOをはじめとする市民団体などの理解と協力・行動が不可欠となっています。このため、これらとの連携に努め、地域中心・住民参加型あるいは住民主体の活動がより活発となるような仕組みを構築し、これらを積極的に支援します。

その際、河川に関する様々な情報を広く提供して住民の自発的で自己責任ある行動を喚起していくことに努めます。

第2節 超過洪水対策

河川整備の規模を超える洪水や高潮に備えるため、街づくりとの連動に努めながら河川工事などのハード対策と合わせ、ソフト対策の積極的な推進を図ります。具体的には、雨量・水位・潮位情報の収集に努めるとともに、迅速な水防活動が行えるよう、日頃から関係機関との連絡体制を整えるものとします。迅速かつ的確な水防活動を支援するため、出水毎に再度必要な水防資材などについて確認し、被害を受けた河川などについて重点的な配備を行うものとします。

元来、水害常襲地帯であった場所においては、耐水型の街づくりや自主防災への誘導のため、地域住民が河川水位を把握しやすいようにするための量水板の設置、過去の浸水履歴の現地への明示などの情報提供や、施設や建物の耐水化への呼びかけ、非常時の行動や備品の準備などの啓発活動に努めます。

また、関係する自治体と連携し、警戒避難態勢の強化、洪水ハザードマップの作成支援、河川水位情報のインターネットによる配信など、ソフト対策の充実を図ります。

その際、必要な情報をわかりやすく伝えることでその意味の理解を深め、住民の適切な行動を喚起するように努めます。

第3節 河川愛護, 環境教育

(1) 環境教育の場としての川

本圏域では、河川を身近な環境教育の場として捉えます。なお、環境教育は「環境と持続可能性のための教育」とされ、持続可能性の概念には、環境以外に、貧困、人口、健康、食料、民主主義、人権、平和が含まれています。環境教育は、これら地球的な課題と複雑に関連している環境問題を、解決するために行動できる人間の育成を目指しているとも言えます。

地球の水循環の中にある川は、多くの生き物を育み、人の生活と密接に関わるものであり、人間社会の発達に応じて、川と人のかかわりは変遷してきました。このようなことから、川は人の豊かな感性を引き出し、人と自然のかかわり、人の暮らし、社会のあり方を学ぶ良い環境教育の場となります。このため、適切な拠点の整備のほか、機会の提供、指導者の育成に努めます。

(2) 環境教育と市民参加

計画から維持管理までの一連の川づくり・まちづくりへの市民参加は、身近な社会の環境改善のため、主体的に行動する機会となります。即ち、このプロセス自体が持続可能な市民社会のための環境教育と言えます。このための市民参加を促進し、情報の共有と合意形成に努めます。

具体的には、従来から行われてきた市民参加によるワークショップ等の計画づくりをはじめ、市民団体などによる河川の美化活動、自然観察などの取り組みを促進するため、活動を行うための場の提供や職員派遣など、今後も協力、支援を行います。

さらに、河川に関わるイベントや学習を通じ、地域住民の河川愛護に対しての意識を高めるように努めるとともに、河川に関する広報活動を強化し、知識の周知や興味関心の向上に努めます。